

長野県ボウリング連盟 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この連盟は、長野県ボウリング連盟（以下「本連盟」という。）と称し、外国に対しては NAGANO BOWLING FEDERATION（略称：NBF）と称する。

(事務所)

第 2 条 本連盟は、主たる事務所を長野県諏訪市湯の脇 1 丁目 20 番 4 号川上秀樹方に置く。

(構成及び組織)

第 3 条 本連盟の構成は、個人正会員、実業団会員、高等学校登録会員、高校生会員及びジュニア会員の正会員、個人普通会員、名誉会員、特別会員で構成する。

2 個人正会員、個人普通会員は「社会人部」、実業団会員は「実業団部」、高校生会員及びジュニア会員は「ジュニア部」に、それぞれ所属する。

(支部・クラブ)

第 4 条 本連盟は、理事会の決議を経て支部を置くことができる。

2 支部は、その下部組織としてクラブを設けることができる。

3 支部及びクラブの設置については、別に定める規約によるものとする。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 5 条 本連盟は、公益財団法人 JAPAN BOWLING（以下「JAPAN BOWLING」という。）の加盟団体として、この地域におけるボウリング競技界を統括し、代表する団体として、ボウリング競技の普及及び振興を図り、もって児童、青少年の健全な育成並びに県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 6 条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 長野県を対象とした連盟選手権大会、競技会、リーグ等の開催事業並びに JAPAN BOWLING に対し、選手権大会、競技会等の公認申請、公認記録報告、表彰に関する諸申

請事業

- (2) 長野県を代表する団体として、JAPAN BOWLING に加盟し、国民スポーツ大会及び JAPAN BOWLING、地区連合等が主催、後援する選手権大会、競技会に対する代表参加者の選考及び派遣事業
- (3) 公益財団法人長野県スポーツ協会に対して、長野県を代表して加盟すること
- (4) ボウリングに関する地域グループの育成強化及び指導
- (5) JAPAN BOWLING が主催、後援並びに共催する選手権大会、競技大会における主管運営業務
- (6) ボウリング競技に関する指導講習会の開催及び指導者の育成
- (7) ボウリング競技に関する調査研究及び指導
- (8) ボウリング競技に関する機関紙、刊行物の発行事業
- (9) 下部組織の支部、クラブの公認申請及び公認記録報告等の業務
- (10) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

(その他の事業)

第7条 本連盟は、事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) ボウリング競技に係る物品販売に関する事業

(事業年度)

第8条 本連盟の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第3章 資産及び会計

(収入)

第9条 本連盟の収入は、次のとおりとする。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄附金品
- (4) その他の収入

(金銭の管理)

第10条 本連盟の会計は、会長が管理し、現金は、理事会の決議によって預金等の確実な方法により、会長が保管する。

(財産の処分)

第11条 本連盟の資産は処分し、又は担保に供してはならない。

2 本連盟の事業遂行上やむを得ない理由がある場合は、理事会及び代議員総会の決議を経て、

その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 12 条 本連盟の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入及びその他の収入をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 13 条 本連盟の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会及び代議員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 承認を受けたのち、JAPAN BOWLING に報告するものとし、事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第 14 条 本連盟の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会及び代議員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 収支決算書
- (4) 収支決算書の附属明細書
- (5) 財産目録
- (6) 会員の移動状況書

2 本連盟の収支決算に剰余金があるときは、理事会及び代議員総会の承認を得て、その一部もしくは全部を基本財産に編入する。もしくは、翌年度に繰り越すものとする。

3 本連盟の事業報告及び収支決算は承認を受けたのち、JAPAN BOWLING に報告するものとする。

第 4 章 代 議 員

(代議員)

第 15 条 本連盟に、社会人部、実業団部、ジュニア部及び傘下各支部の正会員より選出された代議員を置く。代議員は、各部並びに各支部に所属する正会員及び普通会員を代表する。

2 代議員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。補欠により就任した代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 代議員の選出方法及び定足数は、各部及び各支部より 2 名とし、支部会員数が 50 名を超えた場合は、支部 3 名とする。

第5章 代議員総会

(構成)

第16条 代議員総会は、すべての代議員をもって構成する。

(権限)

第17条 代議員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の承認事項
- (3) 事業報告及び収支決算の承認事項
- (4) 役員の選任及び解任に関する事項
- (5) 財産に関する事項
- (6) 本連盟の解散に関する事項
- (7) その他特に重要な事項

(代議員総会の種類及び開催)

第18条 代議員総会は、定時代議員総会と臨時代議員総会の2種類とする。

2 定時代議員総会は、毎事業年度開始後50日以内に開催する。

3 臨時代議員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、請求があった日から30日以内に開催する。

- (1) 会長が、必要と認めたとき
- (2) 代議員の三分の一以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(招集)

第19条 代議員総会を招集する場合は、開催日の20日前までに会議に付議すべき事項及び内容、日時、場所を記載した書面又は電磁的方法をもって各代議員に発するものとする。

2 臨時代議員総会は、会長が必要と認めた場合、又は代議員の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して代議員総会の招集の請求があった場合は、その請求があった日から10日以内に会長が、書面及び電磁的方法をもって各代議員に発するものとする。

(議長)

第20条 代議員総会の議長は、会長がその任に当たる。ただし、会長に事故あるとき又は欠けたときは、副会長が議長となる。

(定足数及び決議)

第 21 条 代議員総会は、代議員現在数の三分の二以上が出席しなければ開催することはできない。ただし、当該議事について、書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

2 代議員総会の議事は、出席代議員の過半数をもって決議する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

3 代議員総会における代議員の議決権は、代議員 1 名につき 1 票とする。

(代理出席)

第 22 条 代議員が代議員総会に出席できないときは、同部、同支部会員、又はほかの代議員に委任して、その議決権を行使することができる。この場合には、書面又は電磁的方法をもってその代理権を証明しなければならない。

(議事録)

第 23 条 代議員総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席者の中から 2 名以上の代表が署名捺印し、永年保存するものとする。

2 代議員総会で決議した事項は、JAPAN BOWLING 並びに会員に通知する。

第 6 章 役 員 等

(種別及び選出・選任)

第 24 条 本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (1) 理 事 12 名以上、24 名以内
- (2) 監 事 2 名又は 3 名

(役員を選任)

第 25 条 会長及び副会長は、理事会で推薦し代議員総会で選任する。また、副会長は、会長指名により理事に就任する。

2 理事は、各支部から推薦を受けた者（支部 1 名以上）並びに会長が指名した者を、代議員総会において選任する。

3 前項に規定する会長指名理事は 10 名以内とする。

4 監事は、代議員総会で選任する。

5 理事長は、理事の互選により選出する。また、理事長は理事会の承認を得て、理事のうちから副理事長及び常務理事を指名することとし、常務理事の人数は理事長及び副理事長を含め 20 名以内とする。

6 役員定の定年年齢は、満 75 歳とする。ただし、会長、副会長、会長指名理事、監事で、本

連盟の理事会で承認された者は、定年年齢の適用を除外することができる。

なお、満年齢に達した年度をもって退任とする。

(理事等の職務及び権限)

第 26 条 会長は、この定款で定めるところにより、本連盟を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、代議員総会の議決に基づき、本連盟の常務を処理執行する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 常務理事は、理事長、副理事長を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の業務に従事し、代議員総会の決議した事項を処理する。

6 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、職務を執行する。また、この連盟の代議員総会の権限に属する事項以外の事項を決議し執行する。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成のうえ理事会に報告する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本連盟の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任 期)

第 28 条 本連盟の役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその業務を行う。

4 役員は、原則として連続して 10 年を超えて在任することはできないものとする。また、最長期間に達した者を再任する場合に必要な経過年数は、退任後 2 年以上とする。

(解 任)

第 29 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事現在数及び代議員現在数、各々の四分の三以上の決議により、会長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び代議員総会で決議する前に、当事者たる役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認めるとき

(顧問、相談役及び参与)

第 30 条 本連盟に、顧問、相談役及び参与を、それぞれ若干名置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、長野県ボウリング競技界に功績のあった者又は学識経験者のう

ちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。

- 3 顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。
- 4 顧問、相談役及び参与は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本連盟の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
 - (4) 定款の変更に関する事項
 - (5) 事業計画及び収支予算の承認に関する事項
 - (6) 事業報告及び収支決算報告の承認に関する事項
 - (7) 財産に関する事項
 - (8) 委員会の設置並びに委員の委嘱に関する事項
 - (9) この定款の規定により理事会に付議することを要する事項
 - (10) その他、本連盟の運営上に必要な事項で、理事長が必要と認めて付議する事項
- 2 常務理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本連盟の運営に関する事項
 - (2) 代議員総会及び理事会に付議する議案に関する事項
 - (3) 代議員総会及び理事会において委任された事項
 - (4) この定款により常務理事会に付議することを要する事項
 - (5) その他、理事長が必要と認めて付議する事項

(理事会の種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会、臨時理事会及び常務理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、請求があった日から20日以内に開催する。
 - (1) 理事長が、必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
 - (3) 監事から理事長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき

4 常務理事会は、理事長、副理事長及び常務理事をもって構成し、原則として毎月1回又は理事長が必要と認めたときに開催する。

(招 集)

第34条 通常理事会を招集する場合は、開催日の20日前までに会議に付議すべき事項及び内容、日時、場所を記載した書面又は電磁的方法をもって各理事に発するものとする。

2 臨時理事会は、理事長が必要と認めた場合、理事の三分の一以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集の請求があった場合、又は監事から理事長に招集の請求があったときは、その請求があった日から10日以内に理事長が、書面又は電磁的方法をもって各理事に発するものとする。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がその任に当たる。ただし、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、副理事長が議長となる。

(理事会及び常務理事会の定足数及び決議)

第36条 理事会及び常務理事会は、理事及び常務理事現在数の各々三分の二以上が出席しなければ開催し、付議された事項を決議することはできない。

2 当該事項につき、書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

3 理事会及び常務理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、それぞれの出席理事及び常務理事の過半数をもって決議し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(議事録)

第37条 理事会及び常務理事会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席者の中から2名以上の代表が署名捺印し、永年保存するものとする。

2 理事会及び常務理事会で決議した事項は、JAPAN BOWLING並びに会員に通知する。

第8章 専門部及び専門委員会

(専門部)

第38条 本連盟に、次の部を設置する。

- (1) 社会人部
- (2) 実業団部
- (3) ジュニア部 (高校生、中学生、ジュニア)

(専門委員会)

第 39 条 本連盟の業務を企画実施するために、専門委員会を設置する。

- 2 委員会は、本連盟の事業の遂行に必要な事項を分担所管して専門的に調査研究し理事会の承認を得て処理執行する。
- 3 委員会の設置並びに解散は理事会の承認を得なければならない。
- 4 委員会の機構並びに分担所管事項については、理事会の承認を得て別に定める。
- 5 委員会に、次の役職をおく。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名

(部長、委員長及び委員)

第40条 各部長及び各委員会の委員長は、理事会において常務理事より選任されるものとし、委員は学識経験者、理事及び支部役員の中より選出されるものとする。

- 2 各委員会の定足数及び議事等については、これを各委員会に一任する。

第 9 章 事務局

(職 員)

第 41 条 本連盟の事務を処理するために、必要な職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第 10 章 会 員

(会 員)

第 42 条 本連盟の会員は、次のとおりとし、JAPAN BOWLING に登録するものとする。

- 2 本連盟の会員は、公益財団法人日本スポーツ協会の「スポーツ憲章」並びに JAPAN BOWLING の競技者規程、その他の規程、規則を遵守しなければならない。
 - (1) 正 会 員……本連盟の目的に賛同して入会した、次に掲げる会員とする。
 - ① 個人正会員
 - ② 実業団会員
 - ③ 高等学校登録会員
 - ④ 高校生会員及びジュニア会員（当該年度 4 月 1 日現在：満 18 歳未満の者）
 - (2) 個人普通会員……本連盟の目的に賛同して入会した、普通会員とする。
 - (3) 名 誉 会 員……本連盟に特に功労があった者で、代議員総会の決議をもって推薦された者とする。

- (4) 賛助会員…本連盟の目的及び事業に賛助する個人又は法人で、理事会の決議をもって推薦された個人又は法人とする。
- (5) 特別会員…JAPAN BOWLING 並びに本連盟に賛助する個人又は法人で、理事会の決議をもって推薦された個人又は法人とする。

(入 会)

第 43 条 本連盟の正会員及び普通会員に入会する者は、別に定める会員登録規程により、登録申請し承認を受けなければならない。

- 2 名誉会員、賛助会員、特別会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

(会 費)

第 44 条 本連盟の会費は、JAPAN BOWLING の負担金を含め、別に定める会員登録規程によるものとする。

(資格の喪失)

第 45 条 本連盟の会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 脱会したとき
- (2) 成年被後見人、被保佐人及び被補助人となったとき、又は破産の宣告を受けたとき
- (3) 死亡もしくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が倒産あるいは解散したとき
- (4) 除名されたとき

(脱 会)

第 46 条 会員が脱会しようとするときは、理由を付して脱会届を提出しなければならない。

(除 名)

第 47 条 会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て、会長がこれを除名することができる。

- (1) JAPAN BOWLING 並びに本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に違反する行為があったとき
 - (2) JAPAN BOWLING 並びに本連盟の競技者規程に違反したとき
 - (3) 本連盟の会員として、義務に違反したとき
 - (4) 会費を滞納したとき
- 2 前項の規定により除名処分を受けた者が、除名処分に至った事由の解消（滞納会費の全額納入等）並びに事由書の提出によって、理事会において、処分の取り消しが妥当であると認められた場合には、会長が再入会を認めることができる。

(スポーツ仲裁機構自動応諾)

第 48 条 本連盟のする決定に対する不服申立は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

第 11 章 定款の変更並びに解散

(定款の改廃)

第 49 条 この定款は、理事会及び代議員総会において各々三分の二以上の決議を経て、更に JAPAN BOWLING の承認を得て、変更することができる。

(解 散)

第 50 条 本連盟は、財産の減失による本連盟の目的である事業の成功の不能その他の法令で定められた事由によって解散する。ただし、理事会及び代議員総会において、各々の四分の三以上の決議を経て、更に JAPAN BOWLING の承認を得なければ、解散することはできないものとする。

(残余財産の帰属)

第 51 条 本連盟が清算をする場合において有する残余財産は、理事会及び代議員総会において、各々四分の三以上の決議を経て、JAPAN BOWLING を経由し、公共事業に寄付するものとする。

第 12 章 補 則

(細 則)

第 52 条 この定款施行に関する細則は、理事会及び代議員総会の決議を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、平成13年4月1日より施行する。
- 2 この定款は、平成15年4月1日より改定施行する。
- 3 この定款は、平成24年4月1日より改定施行する。
- 4 この定款は、平成28年4月1日より改定施行する。
- 5 この定款は、令和2年（2020年）4月1日より改定施行する。
- 6 この定款は、令和6年（2024年）4月1日より改定施行する。